

日本支隊南地正統運現 新井 井 十 秀 雄

要求事項

- 一 國定給料ヲ二十三円トスルコト
- 二 本年一月ヨリノ未払給料ヲ即時支払フコト
- 三 兵金貸合ヲ一円トスルコト
- 四 配達負ノ自由ヲ束縛シナイコト
- 五 新ニ配達負ヲ募集スルニハ一応皆ノ承認ヲ得ルコト
- 六 振張料一部ニツキ拾銭ヲ支給スルコト
- 七 疾病負傷ノ場合ノ費用ハ主任カ出スコト
- 八 給料ハ現金ヲ支払フコト
- 九 給料ハ毎月支払フコト

右及申(通)報候也

昭和六年五月二十二日

昭和六年五月二十二日



警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社会局長 官殿

6. 10. 13
3124

松澤マリエガル工場労働争議ニ関スル件(第二報一解決)

既報標記労働争議ハ本月八日當廉謝得録ニ於テ貴會見交済ノ結果左記覺ノ通リ圓滿解決セル

右及申(通)報候也